

## 文化審議会文化財分科会企画調査会 中間まとめ(案)

### I. 検討の背景

文化財は、我が国の様々な時代背景の中で、人々の生活や風土との関わりにおいて生み出され、現在まで守り伝えられてきた貴重な財産である。今もなお、多くの有形・無形の文化財に触れるができるのは、先人の不断の努力による恩恵であり、国際社会の一員として文化財の保護に係る世界的な動向を踏まえながら、文化財を確実に次世代に継承していくことは、国民共通の責務である。

文化財は、我が国や各地域の歴史や文化を認識させ、魅力あふれる地域づくりの礎となり、コミュニティの活性化に寄与するものである。我が国においては、昭和25年に施行された文化財保護法に基づき有形・無形の文化財の指定や保護措置等が体系的に講じられ、文化財の所有者や保存団体、地域住民等の尽力によって文化財保護の成果が上げられてきた。

一方で、我が国の社会状況は急激に変化し、過疎化・少子高齢化の進行により地域の衰退が懸念されている。これは豊かな伝統や文化の消滅の危機でもあり、未指定を含めた文化財は、開発・災害等による消滅危機だけでなく、文化財継承の担い手の不在による散逸・消滅の危機にも直面している。このような厳しい状況の中、これまで価値づけが明確でなかった未指定の文化財を対象に含めた取組の充実や文化財継承の担い手を確保し社会全体で支えていく体制づくり等が急務である。

文化財の継承と地域社会の今後の在り方との関係は極めて密接である。今後、多くの人が参画し、社会状況の変容に伴い危機に瀕した文化財について、地域の文化や経済の振興の核として未来へ継承する方策を模索し、文化財保護制度を、これから時代を切り拓くにふさわしいものに改めていくことが必要である。

文化審議会文化財分科会は、平成29年5月19日に文部科学大臣から、文化財の確実な継承に向け、未来に先んじて必要な施策を講じるための文化財保護制度の在り方について包括的な検討を求める諮問を受けた（「これから文化財の保存と活用の在り方について」）。これを踏まえ、文化審議会文化財分科会の下に企画調査会が設置され、包括的な検討の最初の課題として、地域の文化財やその取り巻く環境を一体的に捉えた取組と地域振興について、文化財保護法改正も視野とした検討が要請された。その後、企画調査会では、文化財の所有者や地方公共団体に対してヒアリングを実施するなどして検討を進め、七回にわたる議論を踏まえ、この中間まとめ（案）をとりまとめたところである。

### II. 文化財の保存と活用に関する基本的な考え方

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と考えられている。

文化財は、有形・無形の多種多様な文化的所産からなり、細心の注意が不可欠な脆弱な文化財が存在する一方で、社会の中で適切に活用されなければ継承がままならない文化財も存在し、文化財の種類・性質による違いは軽視できない<sup>1</sup>。文化財は一度壊れてしまえば取り返しがつかないものであり、それぞれの特性や脆弱性についての正しい認識の下に、適切な取扱いがなされる必要がある。

また、文化財の保存と活用は、互いに効果を及ぼしあい、文化財の継承につなげるべきもので、単純な二項対立ではない<sup>2</sup>。

保存状態が良好でないなど保存が十分でない文化財は活用することが困難であり、保存の措置である修理等の実施は活用の観点からも望まれる。また、文化財の保存に悪影響を及ぼすような活用はあってはならない。その一方で、文化財の次世代への継承には、文化財の大切さを多くの人々に伝えていくことが必要不可欠であり、このため文化財の活用による理解促進が必要である。このように、文化財の保存と活用は、ともに、文化財の次世代への継承という目的を達成するために必要なものである。

今後、文化財の種類や性質に配慮しながら、適切な保存活用の在り方を整理し、保存も確固とするような活用の在り方を模索していくことが必要である。文化財の活用により、人々は文化財の魅力や価値を享受することができるが、その恩恵は、現在のみならず将来にわたり各世代の人々が同じように授かるべきものである。次世代、次々世代へと連綿と続く未来の世代が、文化財の魅力を享受し活用できるようにするためにも、計画的な修理・管理など文化財の適切な保存が必要である。

また、文化財の継承に欠かすことができないのが、地域住民の存在である。文化財を通じて地域住民がふるさとへの理解を深め、文化財の継承の担い手として様々な活動に主体的に参画することが、文化財と地域コミュニティの維持発展に必要である。

加えて、今後は、文化財の保存と活用の好循環を創り上げていく視点が重要である。すなわち、文化財を核にした取組を進め、それにより生まれる社会的・経済的な価値を地域の維持発展に役立て、文化財の保存や新たな文化創生へと還元するという視点である。目前の利益は本質ではなく、文化財とそれを育んだ地域の持続的な維持発展のために、文化財の保存活用とその担い手の拡充を考えていくべきであ

<sup>1</sup> 例えば建造物に関しては、能舞台が現在もその用途で使われるなど、機能・用途が現代に維持されることで、文化財としての価値は一層高まる。既に建設当時の役割を終えて機能・用途を失っている場合も、文化財の本質的な価値の維持を前提としたうえで、現代社会の中で適切に機能・用途が与えられ使われ続けることによって、未来に受け継ぐ動機が高まり文化財の保存が強化される。また、例えば美術工芸品に関しては、素材や形状、構造等がきわめて脆弱であり、海外の美術館等にある油絵や石像などのように恒常的に展示することは難しい。公開や調査などのために文化財の移動や取扱いの機会が増加することは、文化財の劣化を促進し、き損の危険性を高めることもあるため、文化財を活用する前提として、保存状態が適切であること、十分な知見を持つ人材や展示施設などといった適切な環境が確保されることが必要である。いずれの文化財も、文化財活用の名の下に文化財を破壊・き損することはあってはならない。

<sup>2</sup> 文化財の種類・性質により保存活用の在り方は異なるが、ここでは概略的に、文化財の保存とは主に、文化財としての価値を後世に向けて確実に維持すること、文化財の活用とは主に、文化財としての価値を踏まえ適切に現代社会に活かすことと捉えている。

る。

このような考え方の下、企画調査会では「I. 検討の背景」に照らし、文化財の保存活用の担い手を社会全体に拡げていくことに特に留意しながら、総合的な視野に立った地域の文化財の保存活用と、個々の文化財の計画的な保存活用の二点について重点的に審議した。

### **III. これからの時代にふさわしい文化財の継承の方策**

#### **1. 総合的な視野に立った地域の文化財の保存活用**

##### **(1) 必要性と対応の方向性**

現行の文化財保護法は、指定した文化財などを重点的に保護しているが、指定文化財のみを単体として残存させることだけが趣旨なのではなく、文化財の定義はより広く置かれている。

これまで、文化財保護法は、指定制度を補完する登録制度の創設や面的な保護措置を図る伝統的建造物群・文化的景観の制度の創設など、保護手法を順次拡大してきた。しかしながら、少子高齢化や生活様式の変化等により、文化財の散逸が深刻かつ緊急の課題となっている。特に、これまで価値づけが明確でなかった未指定の文化財や、指定等文化財と一体となっている周辺環境など、貴重な資源が失われつつある。有形・無形を問わず、地域の文化財やその周辺環境を総体として捉え、その保存活用を図るとともに、次世代への継承のため、まちづくりや地域の活性化などに活かしていくことが必要である。

このため、地域が継承すべき未指定を含む文化財を総合的に把握し、地域の歴史的・文化的文脈の中で、相互の文化財の関連性などをわかりやすく整理するとともに文化財の継承に向けた取組の目指すべき方向性を明確にすることが必要である。

その際、地域が目指すべき大きな方向性の下に、それぞれの保存活用を考える主体を位置づけることが必要であり、文化財そのもののみならず、教育や景観、地域振興など多くの分野と連携して中長期的観点から継続的に取り組む必要がある。

このため、個々の文化財の指定等の現行制度の一層の推進に加えて、地方公共団体が、域内の文化財を把握し、関係者が協力して総合的にその保存活用に取り組むことができるよう、地方公共団体の総合計画の下に位置付けられる、文化財のマスタープランの制度化が必要である。また、マスタープランの趣旨を踏まえた公共に資する民間の活動を奨励していくことも重要である。

##### **(2) 具体的な方策**

###### **(ア) 市町村による基本計画の策定**

歴史文化基本構想（※1）を、「構想」にとどまらず、関係者がパートナーシップを結び具体的なアクションにつなげる「計画」として発展させる

ことが必要である。このため、法律上にその位置づけを与え、計画を国が認定するなど一定の関与のもと、市町村の主体的な取組が促進される仕組みを検討する。加えて、基本計画に基づく取組への支援を行っていくことが必要である。

(※1) 平成19年10月30日「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」で提案し、現在策定が進んでいる、地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存・活用していくための基本構想

## ○基本計画の概要

市町村は、単一又は他の市町村と共同して、域内の文化財の総合的な保存活用に係る基本的な計画（以下、「基本計画」という。）を策定することができるのこととする。

基本計画には、地域の文化財（未指定を含む）を総合的に把握したうえで、文化財を核として地域が取り組むべき方向性や文化財を保存活用するための方針、保存活用のために必要な措置、当該市町村の総合計画など他の計画との関係性、教育・景観・地域振興・地域防災など関連の深い分野との連携、基本計画の推進体制や人材育成、博物館等との連携など、地域が計画を推進するに当たり必要となる事項を記載する。

## ○基本計画の定期的な評価・見直しと計画期間

基本計画の内容については、定期的に評価・見直しを図ることが必要である。また、中長期的な観点からの基本計画策定が適切であると考えられるが、計画期間について、引き続き検討が必要である。

## ○計画策定手続き

関係者が一体となって取り組むため、市町村は、基本計画の策定・変更に関する協議や計画実施に係る連絡調整を行うための協議会を組織することとすることが考えられる。協議会には、当該市町村の関係部局、都道府県、文化財所有者、住民、NPO等の民間団体、商工会、観光関係団体、学識経験者などの関係者が構成員となることが考えられる。

当該市町村の関係部局としては、文化財担当のみならず、景観や地域振興の担当なども参加することが重要である。

計画策定・変更に当たってはこの協議会のほか、専門的・技術的な判断を担保するため、地方文化財保護審議会（文化財保護法第190条）の意見聴取も必要とすることが適当と考えられる。

## ○基本計画への国の関与と地方の主体的な取組の促進

市町村は、国に基本計画の認定を申請することができ、国は、一定の要

件を定めたうえで、それを満たす基本計画を認定するなど、基本計画に一定の関与をすることが考えられる。国が基本計画を認定する要件等については、今後検討が必要である。

また、基本計画に基づく取組が円滑に推進されるよう、認定された基本計画に即して市町村の主体的な取組が促進される仕組み及びその際の国の指導等の必要な措置を検討することが必要である。なお、この検討に当たっては、個々の文化財の種類・性質への配慮が必要である点に留意すべきである。また、質の高い取組につなげるためには、文化財部局の職員の人材確保や資質向上が必要不可欠である点も留意すべきである。

加えて、現行法では地方文化財保護審議会の権限が明らかではないが、文化財の適切な保存活用の観点から地方文化財保護審議会が積極的な役割を果たせるような位置づけを与えるべきである。

## ○総合的に把握された文化財の価値づけ

市町村により総合的に把握された文化財については、国・都道府県・市町村がそれぞれの役割に応じて適切に価値づけし、その保存活用を図ることが必要である。把握した文化財のうち重要なものを国指定や条例に基づき地方指定するほか、指定文化財以外の文化財については、その価値に鑑み保存及び活用のための措置が特に必要なものについて、登録文化財とすることが考えられる。

なお、現時点で明確な価値づけが困難な場合も、把握された文化財が地域の大切な宝として認識され、社会の中で活かしながら継承されていくよう、地域の実情に応じて取り組んでいくことが重要である。

## ○登録文化財制度の効果的な活用

登録文化財の制度は、届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置で指定制度を補完する位置づけであるが、社会的評価を受ける間もなく消滅の危機に晒されている多種多様の文化財を後世に幅広く継承するために制度化されたものである。今回の制度見直しでも、基本計画において総合把握された文化財の保存活用のための措置が必要な場合、指定制度にあわせて、登録件数の特に多い建造物以外の分野も含めて登録文化財制度のより一層の活用が有効と考えられる。

このため、総合把握された文化財のうち、市町村が登録文化財とすべきと考えるものを作成することとしたうえで、国が文化財としての価値にかんがみ特に保存活用の必要性があるものを登録することなどが考えられる。

## ○基本計画策定市町村への支援

計画的な取組が広がり、地域の自立的・持続的な取組が進むよう、国は基本計画策定市町村に対して支援を実施することが重要である。また、都道府県は、小規模な地方公共団体への支援や、広域での連携、人材育成などにおいて積極的な役割を果たすことが期待される。

## ○景観法等の他法令も活用した面的な保存活用

建造物や史跡などのより適切な保存活用を図る観点から、文化財の周辺の環境についても当該文化財の必要不可欠な要素として捉え、保全する重要性が高まっている。

文化財周辺の景観等について、景観法に基づき景観計画上でも位置づけるなど、まちづくり行政と並行して基本計画が推進されるように整合を図る必要がある。

## ○地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）における歴史的風致維持向上計画との連携

有形・無形の文化財のある地域において、市街地の良好な環境を維持・向上させる計画としては、歴史的風致維持向上計画がある。文化財のマスター・プランである基本計画と歴史的風致維持向上計画の整合を図り、連動させて取り組むことにより、大きな効果が期待される。現在でも、歴史的風致維持向上計画の策定に当たって歴史文化基本構想の策定を求めているが、今後より緊密な連携を呼びかけていくべきである。国は、両計画の目的や役割を整理して示すなど、双方の計画の連携が円滑になるよう特に配慮する必要がある。

### （イ）民間の推進主体となる法人の位置づけ

文化財を適切に維持管理し、地域内外の人々に文化財の本質的な価値に触れてもらうためには、創意工夫による様々な取組が必要である。文化財に関する多様な保存活用の取組が持続し、広がっていくことが、文化財の継承と地域の発展につながるが、行政だけでの取組には、人的・財政的制約などから限界があり、公平性や公共性の担保のため収益のある活動は広げにくいなど、活動領域にも一定の制約があると考えられる。

このため、地域の文化財の調査研究、保存、活用などに係る民間の活動を積極的に位置づけたうえで、民間と公共が、地域の目標や大きなビジョンを共有し、相互に補完しながら協働して取り組むことが必要である。例えば、人口の減少が進む地域で文化財を面的に保存しようと考えるに当たって、指定又は未指定の文化財が空き家になるなど遊休資産化し、取り壊しが進むという問題があるが、地域の豊かな暮らしを示す文化財に新たな機能を付加できるようマッ

チングを図り、使い続けながら継承していくといった先行事例もある。

行政が、地域の文化財の指定等の価値づけや、管理・修理などに引き続き一定の役割を担うのに対し、民間主体の取組をどのように推進し、パートナーシップをどのような形で制度に組み込むことが有効か、引き続き検討が必要である。例えば、基本計画の趣旨に沿って、地域の文化財の総合的な保存活用に資する事業を自立的に推進する法人・事業について、市町村が、一定の要件や指導監督の下、指定・認定するといった仕組みが考えられる。また、こうした民間主体の取組に対する税財政上の措置についても検討が必要である。

このとき、文化財の価値の消費ではなく、文化財の継承につながる取組であることの担保や、公平性などの観点も踏まえ、パートナーシップを結ぶ団体の要件や資質のチェックの在り方について検討が必要である。また、活用を中心とする法人には文化財保護の知見を持ってもらうなど、民間の団体の資質向上を図ることが必要であり、このような取組を担う候補となる団体を育成することも重要である。

### (3) 基本計画の策定とその推進のための地方公共団体の体制

基本計画の策定やその推進のためには、文化財担当職員等の人材確保や資質向上により、地方公共団体の推進体制の充実を図る必要がある。

人材確保については、例えば、行政の主体性向上を実効的なものとするため、地方公共団体の文化財部局への専門的職員の配置を促進することが必要である。また、都道府県教育委員会に置くことができる「文化財保護指導委員」（文化財保護法第191条）については、配置の対象を拡大したり、適切な保存活用のために、より積極的な役割を担う位置づけとしたりすることなどが考えられる。

また、資質向上については、学芸員を含む文化財担当職員の定期的な研修の実施などが必要である。

歴史文化基本構想策定地域などにおいては、地方公共団体が、文化財の総合的な把握や、多様な関係者と連携した保存活用などに積極的な役割を果たしているが、そのような地方公共団体の役割や任務は、必ずしも文化財保護法上明確となっていないため、改めて明確化することも検討が必要である。

また、文化財の適切な保存と活用の在り方や、文化財を活用するに当たって必要となる保存活用の措置など、取組の前提となる事柄を、文化財部局に限らず、まちづくり・地域振興等の担当部局などとも共有が必要であり、基本計画がこのようなことに寄与するよう制度化することが必要である。

今後、基本計画に基づく取組に係る地方公共団体の推進体制の在り方について、都道府県と市町村の適切な役割分担なども含め、引き続き検討が必要である。

なお、文化財保護の所管は教育委員会となっているが、景観・まちづくり行政や観光行政など他の行政分野も視野に入れた総合的・一体的な取組を可能とするため、地域の選択で首長部局も文化財保護を担当できるような裁量性の向上

についても検討が必要である。ただし、平成25年12月13日文化審議会文化財分科会企画調査会報告「今後の文化財保護行政の在り方について」において、「どのような機関が文化財保護に関する事務を管理し、及び執行することとなるとしても、下記の4つの要請を十分に勘案し、これらをどのように担保するかという観点から制度設計を行うべき」とされ、4つの要請として、「専門的・技術的判断の確保」「政治的中立性、継続性・安定性の確保」「開発行為との均衡」「学校教育や社会教育との連携」を挙げているので、これらの要請に対応できるような仕組みを検討することが必要である。

## 2. 個々の文化財の計画的な保存活用と担い手の拡充

### (1) 必要性と対応の方向性

「1. 総合的な視野に立った地域の文化財の保存活用」の方向性も踏まえながら、個々の文化財のレベルでも制度的な見直しの検討が必要である。

これは、基本計画が適切に機能するには、一つ一つの文化財のレベルでの保存活用の取組が重要な要素となるためである。また、基本計画は、全ての市町村において策定の意義があるものの、地方の文化財行政の体制などの課題等を踏まえ、速やかに策定することが困難な地域も予想され、そのような地域においても文化財の継承が適切に行われる仕組みづくりが必要である。

まず、それぞれの文化財ごとに保存と活用の考え方や保存活用のために必要となる事項等を明確にし、所有者等の維持・管理・活用等の自主性や的確性を向上させることが必要である。このとき、一口に文化財といつてもその様態は多種多様であることから、適切な保存活用の在り方は、文化財の種類や性質に応じて異なることに留意しなければならない。また、保存状態が良好でないなど、文化財の現況によっては活用に不向きな場合もある。個々の文化財の特質に応じ、適切な周期での修理等を含め保存活用のために必要となる事項等を整理することが必要である。

また、文化財は、人々によって守られ継承されていくことによっても、その価値が向上するものであるため、過去の修理履歴などが記録され、所有者が変わってもそれらの記録が引き継がれていくことが望まれる。

加えて、文化財の保存や活用の担い手を広げるための措置も検討することが必要である。文化財保護法では、文化財の管理・修理・公開は基本的には所有者等に委ねられている。担い手の不足や高齢化などにより、今後、維持管理が不十分となったり、継承が困難な文化財が益々増えることが懸念されるため、所有者等とともに文化財の保存活用を支える、ノウハウを持った支援者の層を形成して継承していくことが必要である。

## (2)具体的な方策

### (ア)個々の文化財の保存活用計画の作成

個々の文化財について、文化財の保存活用の考え方を明確化し、文化財の確実な継承を図るため、現在も国が指定する重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物で作成を推奨している「保存活用計画」について、一層作成を促進することが必要である。このため、保存活用計画を法律上に位置付け、国・地方公共団体による計画作成への関与を制度上明確にしたうえで、所有者等の主体的・計画的な取組促進のための方策を検討することが必要である。

保存活用計画作成による効果としては、保存活用の考え方や所有者等が主体的に行うことのできる範囲が明確となることや、文化財の保存・管理の的確性を向上し、必要な諸手続きなどをわかりやすくすること、保存活用のために必要な事項等が所有者のみならず地域・行政にとっても目に見える形となり、支援強化が期待できることなどが考えられる。

保存活用計画に定めるべき共通的な事項としては、文化財の現状(所在地・所有者・保存状況等)、保存管理上の留意事項や修理・公開活用の方針などが考えられるが、文化財の種類、性質や個々の文化財の置かれる状況、整備・活用等の方針によっても定めるべき事項は異なると想定されるため、今後、文化財の種類・性質等に応じた検討が必要である。例えば、重要文化財建造物や史跡名勝天然記念物については、先行して既に実施している取組を踏まえて検討を進めることができると考えられる<sup>3</sup>。美術工芸品については、その種類や性質などが大きく異なることを踏まえた上で、適切な管理や、今後の保存、修復、活用を図る計画を示すことが望しいことから、今後、検討を進める必要がある。これ以外の種類の文化財についても、他の文化財類型における取組も参考しながら検討することが必要である。

また、保存活用計画の作成主体、作成に要する事務への支援の在り方、保存活用計画に基づく所有者の主体的・計画的な取組の促進方策等についても、個々の文化財の種類・性質に応じた検討が必要である。

なお、長期にわたる公開活用が保存活用計画上で明確となっているものは、個人所有の文化財であっても、公共の財産としての性質を強く併せ持つこととなる。そのような計画的取組が相続時にも継承されるよう、計画期間中の相続税について配慮するなど、制度設計と併せて検討すべきである。

### (イ)所有者とともに文化財の保存活用を担う主体の位置付け

文化財は、その日常的な管理の負担が大きく、所有者等の不断の努力により維持されているものの、資金や人員の側面から十分な管理が難しい場合や、公開活用には手が回らないという場合もある。個人が所有する不動産の文化

<sup>3</sup> なお、天然記念物のうち、所有者が存在せず広域の移動を行う野生動物などについては、捕獲等の制限や継続的なモニタリング等は必要だが、所有者等による保存活用計画の作成にはなじまないと考えられる。

財など、所有者だけでは維持管理しきれなくなるなどして地域で眠っている文化財について、価値を再発見し、その魅力発信や支援者の形成などに取り組むことが有効である。

文化財はその保存と活用に専門的な知見を必要とするものであり、所有者が全ての責務を担う形式だけでなく、外部の専門的な人材との連携を円滑化して保存活用のための取組を活性化することもできるような仕組みが必要である。

このため、所有者とともに文化財の保存活用を担う主体を新たに位置付けることが考えられる。現行の「管理団体」「管理責任者」の制度を見直しつつ、現行制度のような限定的な場面だけでなく積極的な意味でも外部人材と連携できるような制度とすることが必要である。

この新たな担い手は、文化財の維持管理や修理に関して助言したり、保存活用計画を所有者に提案したり、公開活用をプロデュースするなどして所有者を支援するほか、所有者の意向に基づき自ら管理・修理・公開活用等を担うことなどが考えられる。

文化財の継承に万全を期すため、新たな担い手の要件や資質担保の方策や指導監督の在り方等を検討する必要がある。

また、新たな担い手として活躍できるような、文化財の保存活用に知見のある専門的な人材の育成に取り組むことが必要である。

加えて、所有者の財産権との齟齬をきたさないよう、所有者とともに保存活用計画を作成することを必須とするなど、所有者の意向を踏まえた取組とする仕組みにすることが必要である。

#### (ウ)国宝・重要文化財(美術工芸品)の適切な公開の在り方

材質が脆弱なものが多い美術工芸品については、平成8年に「国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項」<sup>4</sup>を策定し、国指定文化財の公開日数や移動回数などを示し、これに基づき適切な取扱いを行うことが望ましいとしてきたが、展示設備等の技術的な進歩や公開ニーズの多様化などを踏まえ、よりきめ細かな取扱いとすることが望ましいと考えられる。例えば、保存状態に問題がない場合、石、土、一部金属品等については、公開日数の上限を延長することや、公開日数を目安としたうえで個別対応において専門的な助言を得ながら更に延長することがあり得ることを明確にすることなどが考えられる。ただし、き損の程度が著しく、抜本的な修理が行われていないもの、材質が極めて脆弱であるものや移動によるき損等の危険性が極めて高く、移動が困難な状態にあるもの、たい色や材質の劣化の危険性が高いものは、こ

<sup>4</sup> き損の程度が著しいものは、抜本的な修理が行われるまで公開をしないこと、その他、原則として公開回数は年間2回以内、公開日数は延べ60日以内、たい色や材質の劣化の危険性が高いものの公開日数は延べ30日以内、公開のための移動は原則として年間2回以内とされている。

これまでの原則も踏まえた対応を基に検討する必要がある。今後、保存科学に関する研究成果等を総合的に勘案し、材質、形状、保存状態に応じた取扱いを十分注意した上で、個々の国指定文化財の公開の在り方について具体的に検討することが必要である。その際、文化財の本質的な価値の維持を大前提とし、文化財を公開することは文化財に負荷をかけていることを踏まえ適切に対応する必要がある。

#### (エ) 文化財の公開・活用に係るセンター的機能の整備

文化財の保存と活用を両立させるために、文化財所有者・管理団体、美術館・博物館などの関係機関等からの相談を一元的に受ける国の窓口・センターが不可欠である。特に、学芸員や保存科学等の専門家が全国的に十分に配置されていない状況においては、文化財の活用に当たり必要不可欠である文化財の取扱いや保存修理等の知識・技能、文化財の保存科学等について、専門職員が、一元的に相談できる機能があることが期待される。また、まとまって観ることのない国宝・重要文化財について、鑑賞機会の少ない地域や海外での展覧促進、地域の企画に対する助言や共同実施、文化財のアーカイブ化等を通じて、国内外の人々が我が国の文化財に接する機会を拡大するような役割・機能を果たすことが期待される。

このため、専門的な見地から機動的に相談に対応できる機能の整備について検討する必要がある。

### IV. その他推進すべき施策

#### (1) 基本計画及び保存活用計画の運用指針の策定

地方公共団体や所有者等が基本計画や保存活用計画の作成を円滑に進められよう、国は運用指針を策定し、原則的な考え方を示すことが望ましい。また、地方公共団体や所有者等への支援のため国の体制も併せて充実することが望ましい。

#### (2) 博物館等の役割強化 :

博物館等には、過疎化や生活様式の変化等に伴う文化財散逸の危機を救済したり、地域の文化財のデータバンクとなったり、地域おこしを協力し支えたりといった機能がある。また、学芸員等が在籍し、史料の取扱いなどにも知見を有しており、未指定を含めた文化財を新たに価値づけ、その素晴らしさを共有するには、地域の博物館等の果たす役割が重要である。

博物館等の役割強化のためには、県立美術館・博物館や都道府県教育委員会等に、文化財保存・修理・活用に係る専門職員を配置し、都道府県内の市町村や、様々な施設等からの相談に対応することが必要である。また、文化財の保存と活用が両立するよう専門的な観点から相談、助言を行いながら、地域の特色を生かした地域振興、観光振興策と連携することも必要である。

あわせて、地域住民や来訪者が当該地域の文化財への理解を深めるためにも、博物館等の常設展示やガイダンス施設の充実や学芸員等の配置充実が期待される。

### (3) 国際交流や訪日外国人旅行者への対応

国際交流においても文化財は重要な役割を示す。日本の歴史や伝統について知識のない訪日外国人旅行者等にも文化財の魅力を理解してもらえるよう、文化財のわかりやすい外国語解説の整備や、一人一人の興味関心等に合わせてきめ細かく対応できる通訳案内士と文化財担当職員・学芸員等の連携などが重要である。

### (4) 文化財の魅力の発信強化や先端技術との連携

文化財の持つ潜在的な力を一層引き出し、多くの人の参画を得ながら社会全体で文化財を支えていくためにも、文化財の魅力の発信強化が必要である。

史跡における復元建物は、史跡の本質的な価値を構成するものではないが、その価値を広く知ってもらうためのものであり、適切に行われるのであれば、文化財の積極的な活用に資するものである。例えば史跡に存在するRC造天守の強度の問題や、天守復元の動向など、地方公共団体の実態を含め全国的な動向を把握した上で、復元建物の在り方について積極的に調査検討することが必要である。

美術工芸品は、経年劣化等により適切な保存や取扱い及び移動が困難である場合に、実物に代わり公開活用を図るため、実物と同じ工程により、現状を忠実に再現した模写模造品が製作されている。また、調査研究の成果に基づき、製作当初の姿を復元的に模写模造することも行われている。これらの事業はいずれも、指定文化財の保存とともに、伝統技術の継承や文化財への理解を深めることを目的として実施されている。

加えて、文化財の高精細なレプリカ等は、保存状況が良好でなく鑑賞機会の設定が困難な場合や、永続的な保存のため元あった場所からの移動が必要な場合などに活用することで、脆弱な文化財の活用を補完するものである。

これらの取組は、文化財の活用だけではなく、保存や普及啓発等にも効果があるため、本物の文化財の保存活用と併行して、伝統的な技法・描法・材料等と最新技術等を活かし、文化財のデジタルアーカイブ、模写模造、高精細レプリカ、バーチャルリアリティ等を活用できるような取組が必要である。今後、企業や大学等とも連携し、先駆的事例の調査、先進的作品を用いた実証、今後の活用の方向性や全国の美術館・博物館への効果的な取組の普及等を図ることが考えられる。

また、文化財の保存活用の担い手として多くの人を巻き込むためにも、文化財の専門的知識がない人も含めて、文化財の魅力や文化財に関する調査研究の成果等をわかりやすく伝え、歴史・文化の奥深さを感じてもらえるような取組が必要である。このため、文化財の魅力をわかりやすく発信し、文化財と社会をつなぐことのできる、文化遺産コミュニケーター（仮称）の育成が必要である。

#### IV. 中長期的観点から検討すべき課題

今回の検討では、文化財の総合的な保存活用と地域振興に向けた制度改革を主なテーマとしたが、これ以外にも多くの重要な課題があり、具体的な取組を検討する必要がある。特に以下の事項については、特に重要な課題であり、現在検討している事項を第一次答申とし、その後、速やかに検討に着手する事項とするが必要である。

- ・文化財を守る技術者・技能者や原材料の確保などに係る現行制度の見直しと今後着手すべき施策の検討
- ・文化財修理に関して、職人等の資質を担保する仕組みなど修理事業の質の維持向上と人材育成に資する施策の検討
- ・文化財行政に携わる人材や学芸員等の育成のための施策の見直しや、研修機関の在り方の検討
- ・文化財保護法第45条・128条の環境保全の規定の適用など文化財の周辺環境を含めて一体的に保全する仕組みの検討
- ・近代の文化財の保存と活用の在り方の検討
- ・大規模災害発生時の文化財のレスキュー活動等の在り方について 等

## 文化審議会文化財分科会企画調査会の設置について

平成29年5月19日  
文化審議会文化財分科会決定

### 1. 設置の趣旨

文化審議会文化財分科会運営規則第2条第2項の規定に基づき、文化財分科会に文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画に係る重要事項に関して調査を行う企画調査会を設置する。

### 2. 調査事項

- (1) これから時代にふさわしい文化財の保存と活用の方策
- (2) 文化財の持つ潜在力を一層引き出すための文化財行政の新たな展開
- (3) 文化財を確実に継承するための環境整備
- (4) その他

### 3. 企画調査会の構成

分科会長及び分科会長が指名する文化財分科会委員及び専門委員により構成する。

## 文化財分科会企画調査会委員

(50 音順・敬称略)

- ・アレックス・カー 東洋文化研究者、チイオリ有限会社代表取締役
- ・岩崎 奈緒子 京都大学総合博物館長
- ・亀井 伸雄 独立行政法人国立文化財機構 東京文化財研究所長
- ・金野 幸雄 一般社団法人ノオト代表理事
- ・高橋 俊宏 雑誌『Discover Japan』編集長
- ・田辺 昌子 千葉市美術館副館長兼学芸課長
- ・中川 理 京都工芸繊維大学教授
- ・西村 幸夫 東京大学大学院教授  
日本イコモス国内委員会委員長
- ・原 真麻子 東京都教育庁地域教育支援部管理課課長代理
- ・藤井 恵介 東京大学大学院教授、建築史学会会長
- ・藤田 伊織 一般社団法人公共建築協会業務執行理事、副会長兼専務理事
- 矢ヶ崎 紀子 東洋大学准教授、日本貨物鉄道株式会社取締役  
東武鉄道株式会社取締役
- ◎山本 健慈 国立大学協会専務理事、元和歌山大学学長
- ・湯浅 真奈美 ブリティッシュ・カウンシル アーツ部長
- オブザーバー
- ・村上 裕道 文化庁地域文化創生本部研究官、兵庫県教育委員会参与

(◎は会長、○は会長代理)